

西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市内で児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する者に対し、西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）が西宮市内で実施する放課後児童健全育成事業であって、別表第1左欄に掲げる項目について同表右欄に掲げる基準を満たしているものとする。ただし、西宮市立留守家庭児童育成センター条例（昭和63年西宮市条例第81号。以下「条例」という。）第1条に規定する西宮市立留守家庭児童育成センターで実施する放課後児童健全育成事業を除くものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、西宮市放課後児童健全育成事業実施法人等審査会において、市の補助を受けて民設放課後児童クラブの整備等を行うことについて妥当であるとの判断を受けた者であって、市長が認めた者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助基準額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助基準額と補助対象経費のいずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、保育料減免補助事業における補助金の額は徴収すべき保育料の金額から減免された保育料の金額を差し引いた額とし、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）における補助金の額は補助基準額と補助対象経費のいずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類（団体の規約等や役員名簿に変更がない場合は第2号及び第3号、障害加配補助事業における補助金を請求しない場合は第8号に掲げる書類を除く。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金交付申請書
- (2) 団体の規約等
- (3) 役員名簿
- (4) 職員名簿
- (5) 収支予算書

- (6) 事業計画書
- (7) 建物が自己所有であること又は取得見込であること若しくは長期使用が可能であることを証する書類
- (8) 療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証明書又は医師等公的機関からこれらと同等の障害を有していると認められる書類の写し
- (9) 賃金改善計画書
- (10) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときには、西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、交付しないことを決定したときには、西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知する。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときには、条件を付することができる。

(補助金の交付時期)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の後に補助金を4月、7月、10月及び1月の4回に分けて交付するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りではない。

(事業内容の変更等)

第8条 補助対象事業者及び補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金変更等申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

2 第6条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

(状況調査)

第9条 市長は、必要に応じて補助事業等の遂行状況を調査することができるものとする。

(実績報告書の添付書類)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して10日を超えない日又は当該補助金の交付決定日に属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金実績報告書
- (2) 西宮市民設放課後児童クラブ運営事業報告書
- (3) 収支内訳書

- (4) 賃金改善実績報告書
 - (5) 人件費の実績を確認できる書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金確定通知書（以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置を当該補助事業者に対し、命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた補助事業者は、当該命令に従うとともにその結果を、直ちに市長に報告しなければならない。

4 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金交付請求書に、決定通知書の写し又は確定通知書の写し及び児童名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を市長の承認なしに変更し、休止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金返還命令書により、速やかに当該補助事業者に対し、その返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第8条第1項の規定により変更等を承認し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第11条第4項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額が

確定し、既にその額を超える補助金が交付されており、その結果、補助金を返還させる場合について準用する。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る児童の利用状況、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）等の勤務状況及び補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿、並びに収入及び支出を証する書類を、事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、ただちに提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(補助金の内払)

2 この要綱による改正前の西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金交付要綱の規定に基づいて支払われた補助金は、改正後の要綱の規定による補助金の内払とみなす。

付 則

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(補助金の内払)

2 この要綱による改正前の西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金交付要綱の規定に基づいて支払われた補助金は、改正後の要綱の規定による補助金の内払とみなす。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。


別表第1（第2条関係）

定員	概ね40人以下（西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条に掲げる遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画の面積は、児童1人当たり概ね1.65平方メートルを確保しなければならない。ただし、待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、定員に1.1を乗じて得た数まで利用させることができる。）
対象児童	西宮市内に住所を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）の第1学年から第4学年まで（ただし、補助事業者と保護者との協議の上、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている児童並びに通学している小学校等で特別支援学級に在籍している児童については、第6学年までを対象とすることができる。）に在学しており、保護者の疾病、就労その他の理由により昼間家庭において適切な育成を受けられない児童
開所日	月曜日から土曜日まで（休所日を除く。）
休所日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日から12月31日まで
開所時間	小学校の授業日：授業終了後から午後5時まで 小学校の休業日：午前8時から午後5時まで
開所時間 （延長）	午後5時から午後7時まで（土曜日を除く。）
保育料	条例に規定する育成料と同額を徴収することとする。ただし、おやつ代や行事費等の児童に直接還元される費用の実費を徴収する必要があると認めるときは、これを別途徴収することができるものとする。
その他設備及び運営に関する基準	西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準及び平成27年3月31日厚生労働省通知「放課後児童クラブ運営指針」を遵守すること。

別表第2（第4条第2項関係）

補助事業	補助基準額	補助対象経費
基本運営 補助事業	ア 基本運営補助額 (ア) 児童の数が1~9人 (2,558,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円) + 2,000,000円	「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日付こ成環第5号こども家庭庁成育局長通

	<p>(イ) 児童の数が 10～19 人 $(3,646,000 \text{ 円} - (19 \text{ 人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 29,000 \text{ 円}) + 2,000,000 \text{ 円}$</p> <p>(ウ) 児童の数が 20～35 人 $(4,734,000 \text{ 円} - (36 \text{ 人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 26,000 \text{ 円}) + 2,000,000 \text{ 円}$</p> <p>(エ) 児童の数が 36～44 人 6,734,000 円</p> <p>イ 開所日数加算額 $(\text{年間開所日数} - 250 \text{ 日}) \times 19,000 \text{ 円}$ (1 日 8 時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 平日長時間開所加算額 (1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合) 「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の 年間平均時間数 $\times 409,000 \text{ 円}$</p> <p>エ 長期休暇長時間開所加算額 (1 日 8 時間を超えて開所する場合) 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 184,000 \text{ 円}$</p>	知（以下「局長通知」という。）の別紙に定める「放課後児童健全育成事業」の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）
障害加配 補助事業 (Ⅰ)	2 人以下の障害のある児童の受入れに必要となる専門的知識等を有する支援員等を追加で配置する場合 2,009,000 円	局長通知の別紙に定める「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」に必要な経費
障害加配 補助事業 (Ⅱ)	3 人以上の障害のある児童の受入れに必要となる専門的知識等を有する支援員等を障害加配補助事業（Ⅰ）に基づく支援員等の配置に加えて、追加で配置する場合 2,000,000 円	局長通知の別紙に定める「障害児受入強化推進事業」に必要な経費
賃借料 補助事業	3,066,000 円	局長通知の別紙に定める「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）」の実施に必要な経費（3 対象事業の（Ⅰ）賃借料補助に限る。）
送迎費 補助事業	521,000 円	局長通知の別紙に定める「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）」の実施に必要な経費

<p>保育料減免 補助事業</p>	<p>(徴収すべき保育料の金額) - (減免された保育料の金額)</p>	
<p>放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）</p>	<p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数</p> <p>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。</p> <p>※補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</p>	<p>局長通知の別紙に定める「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」の実施に必要な経費</p>